

第2回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録

1. 開催日時：令和3年5月17日（月） 15:00～16:30
2. 開催場所：日本電気協会 C会議室+Web
3. 出席者：(敬称略)
 - 【委員長】 日高〔東京電機大学〕
 - 【委員長代理】 熊田〔東京大学〕
 - 【委員】 早田〔電気事業連合会〕
 - 福島〔電気保安協会全国連絡会〕
 - 吉田〔高本委員代理：(一社) 日本電機工業会〕
 - 東嶋〔科学ジャーナリスト〕
 - 首藤〔(株) 社会安全研究所〕
 - 中村〔八重洲総合法律事務所〕
 - 【委任状提出】 若月〔主婦連合会〕
 - 【欠席】 植田〔全日本電気工事業工業組合連合会〕
 - 【オブザーバー】 吉川〔経済産業省〕
 - 【事務局】 吉岡、五十嵐、小林、田弘〔(一社) 日本電気協会〕

4. 配付資料：

- 資料 No. 1-1 民間規格等制改定プロセス評価委員会 委員名簿(令和3年5月17日現在)
- 資料 No. 1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
- 資料 No. 1-3 第1回 民間規格等制改定プロセス評価委員会 議事要録(案)
- 資料 No. 2 本日のプロセス評価委員会でご承認いただきたい全体評価書(案)の概要について
- 資料 No. 3-1 JESC E2020(2016)「耐摩耗性を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の定期確認に関する全体評価書(案)
- 資料 No. 3-2 JESC E2020(2016)「耐摩耗性を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」
- 資料 No. 4-1 JESC E2021(2016)「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」の定期確認に関する全体評価書(案)
- 資料 No. 4-2 JESC E2021(2016)「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」
- 資料 No. 5-1 JESC E2006(2021)「低高圧架空引込線と植物との離隔距離」の改定に関する全体評価書(案)(案)
- 資料 No. 5-2 JESC E2006(2021)「低高圧架空引込線と植物との離隔距離」
- 資料 No. 6 電気設備の技術基準の解釈の改正及び JESC 規格との関連付けに関する要請(経済産業省への要請文書)

- 参考資料 1 第 110 回日本電気技術規格委員会 議事要録案
- 参考資料 2 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）の制定について
- 参考資料 3 日本電気技術規格委員会 規約等一式

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者 9 名（委任状と代理出席者を含む。）、欠席者 1 名であることが報告され、日本電気技術規格委員会規約で定める定足数 7 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という。）の成立が確認された。

5-2. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省 吉川係長の参加報告があった。

5-3. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料について説明があった。その後、本日の議題が資料 No. 1-2 の競争法コンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)にあたらぬことが委員会で確認された。

5-4. 前回（第 1 回）委員会議事要録案の確認 （審議）

事前配布した資料 No. 1-3 の第 1 回民間規格等制改定プロセス評価委員会の議事要録案について、最終的な確認が行われ、審議の結果、議事要録は承認された。

5-5. 全体評価書（案）の審議について （審議）

事務局より、資料 No. 2 から資料 No. 6 に基づき、全体評価書（案）について説明があった。審議の結果、以下 2 件の全体評価書（案）については、修正コメント反映し、承認された。当該評価書については、要請書に添付し、国へ提出することとした。

○JESC E2020(2016)「耐摩耗性を有する『ケーブル用防護具』の構造及び試験方法」の定期確認に関する全体評価書

○JESC E2021(2016)「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」の定期確認に関する全体評価書

なお、JESC E2006(2021)「低高圧架空引込線と植物との離隔距離」の改定に関する全体評価書については、以下の 3 つの内容について対応することを条件に、承認し、要請書に添付し、国へ提出することとした。

- JESC E2006 の電技解釈改正案の修正文について改めて第 111 回 JESC で承認を得ること。
- JESC E2006 の全体評価書には、JESC E2006 の電技解釈改正案の修正文について改めて JESC の承認が必要である旨を第 2 回プロセス評価委員会のコメントとして明記し、日高委員長に確認いただくこと。
- 第 111 回 JESC 議事要録には、電技解釈改正案の修正文の審議、承認されたことを明記してもらい、日高委員長に確認いただくこと。

(質問 Q、回答 A、コメント C)

C1：プロセスを確認する点で、名簿などについては確認をしたが、一番肝心なのは、日本電気技術規格委員会（以下、「JESC」という。）の審議が規定どおりなされているかという点である。特に JESC E2006 の審議では、JESC でコメントが出され、対応しているので、参考資料 1 で配布された第 110 回 JESC の議事要録案を確認したい。

A1：第 110 回 JESC において配電専門部会からは 4 つの規格について審議要請があり、このうち、2 件（JESC E2020、JESC E2021）は定期確認による技術的規定の変更なし、1 件（JESC E2006）は定期確認により改定ということであった。もう 1 件（JESC E2004）は、規格の廃止という扱いなので、今回のプロセス評価委員会の議題に入っていない。

第 110 回 JESC でのコメントは、事務局案として提示した電技解釈の条文案に対し、JESC E2006 を電技解釈第 79 条（低高圧架空電線と植物との接近）の条文に反映するのではなく、引込線に関する規定である第 116 条（低圧架空引込線等の施設）、第 117 条（高圧架空引込線等の施設）に反映した方が規格ユーザーに対しても分かり易いため修正をしてほしいということであった。

修正案については、プロセス評価委員会の開催までに調整を行うということになっていた。

Q1：修正する条文案の取り扱いは、JESC の場で委員長一任を取ったのか。

A2：修正した条文は、プロセス評価委員会の前に、コメント者、委員、関係者にメールで送付し、確認いただいたが、JESC の場で、修正する条文案の取り扱いについて、明確に委員長一任を取ったか確認できなかった為、修正した条文案に対する承認手続きが不十分であったのではないかと事務局も感じている。

Q2：本日の JESC E2006 に関するプロセス評価は、修正した条文案を今後改めて JESC の場で審議・承認されるということを前提に行うということか。

A3：事務局としては、委員長のご指摘のとおり、修正した条文案の承認手続きが不十分であったと認識しているので、改めて次回 JESC の場で審議・承認いただき、国へ JESC E2006 の全体評価書を提出するという進め方で良いか、本日のプロセス評価委員会で、ご了解いただきたいと考えている。

なお、今回のご指摘の件は、資料 No. 5-1 の全体評価書案の 1 ページ、「3 委員会の主な意見及び対応」にプロセス評価委員会のコメントとして追記する。

- C2：それでよい。また、全体評価書案に追記した意見と対応の文章は委員各位に確認いただいた方がよい。今回のプロセスの進め方の適切性は、外部評価機関というの
があり、そこでも議論されると思うが、現時点では、今回の対応がプロセス評価委
員会としての最適なやり方として進めさせていただきたい。
- C3：資料 No. 2、8 ページの真ん中あたりで「技術規定」とあるが、JESC 規格では「技
術的規定」となっているので、表現を修正してほしい。18 ページも同様、「技術規
定」となっているので、「技術的規定」と修正すること。また、全体評価書案、国
に提出する改正要請書案についても同様に修正すること。
- A4：ご意見のとおり修正する。
- C4：資料 No. 2、9 ページの上段、国の要件で提示されている⑦業務計画に関する規
定、「少なくとも 1 年に 1 回、業務計画を公表」に対する説明について、1 年に 1
回、JESC が事業計画を公開していることが明確に読み取れるよう、例えば「令和
3 年度の事業計画については〇〇から公開」と具体的に記載したほうがよい。
- A5：ご意見のとおり修正する。
- C5：資料 No. 3-1、No. 4-1、No. 5-1 の全体評価書案に添付されている資料 B（民間規
格等作成機関の資料）について、複数の規格に関する報告を 1 つ資料にまとめら
れたものになっているが、例えば、資料 No. 3-1 の全体評価書案の資料 B につい
ては、JESC E2020 に関連する報告資料、資料 No. 4-1 の全体評価書案の資料 B につ
いては、JESC E2021 に関連する報告資料というように、当該箇所を抜粋して添付し
た方が、受け取る側も分かり易いと思う。提出する際に国と調整してほしい。
- A6：資料 B は、複数規格を 1 つの資料で説明する形で完結しており、関連する箇所
のみ抜粋すると、逆に分かりにくくなる可能性がある。また、資料 B は JESC に提
出された資料そのものであり、なるべく加工しない形で国にも提出したいと考
えている。よって、資料 B については抜粋せずこのまま国へ提出させていただ
きたい。
- C6：今回の場合はこのままでよいと考えているが、関連箇所を抜粋した方が明確に伝
わるケースもあるかと思う。その場合は、国と調整しながら進めてほしい。
- Q7：資料 No. 3-1 の 22 ページの性能規定化後の電技解釈改正案と比較すると、資料
No. 2、10 ページの改正案は、条文に個別の規格名称が規定されている。これまで
性能規定化の流れとしては、電技解釈の条文に個別に規格名称を入れない形と認
識していたが、そこはどのように考えればよいか。
- A7：当初の電技解釈改正案は、資料 No. 3-1 の 22 ページの形で進めていたが、前
回のプロセス評価委員会でご審議いただいた JESC E3002 「鉄塔用 690N/mm² 高張力
山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用」の電技解釈への取入れに当
たり、国と調整を行った結果、資料 No. 2、10 ページのような電技解釈の本文に規格
名称を入れる形となった。
- Q8：そうすると、JESC 規格の改定で規格の名称が変わった場合にまた電技解釈の改
正が必要となる可能性が出るかと思うが、そこは大丈夫か。
- A9：性能規定化のメリットとしては、規格の年号に変更があった場合に電技解釈の改

正を行わなくてもよいということだった。JESC 規格の改定時に規格の名称が変わるケースはこれまでになく、これからもほぼないと考えているので問題ないと認識している。

C10：改定で規格の名称が変わるケースは、大きな改定だと思うのでそこはしっかり議論し、電技解釈の改正を行う対応になってくると思う。今回のような、5年の定期確認の中での語句の一部を変更や規格の年号変更のみの改定については、今後、国に対する改正要請は不要となるので、そこは、性能規定化の精神に則るような形になっているのではないかと思う。いずれにしても、大きな改定が出されるような場合は、また議論して決めていくことになるかと思う。

Q11：最初に述べたが、JESC E2006 に関する審議については、第 110 回 JESC 議事要録案を読み取ると、電技解釈改正案の修正文の取り扱いが明確ではないことから、次回の JESC において正式に承認いただき、JESC の議事録にもその内容を記載いただくことをプロセス評価委員会の意見として述べたい。

その後の国への要請に当たり、JESC E2006 の全体評価書案の審議について、再度プロセス評価委員会を開催して議論する必要はないと考えるがそのような形でよいか。

C11：進め方についてはそれでよいが、プロセス評価委員会としても、しっかり次回の JESC で承認されたことを確認する必要があるので、その確認は委員長一任でお願いし、国へ提出するのがよいと考える。

A10：委員長で確認する件について承知した。そのように進めたい。

6. その他

6-1. 事務局からの報告

- 4月9日に第1回外部評価機関を開催し、前回審議いただいた JESC E3002 「鉄塔用 690N/mm² 高張力山形鋼」の架空電線路の支持物の構成材への適用」の評価プロセスを第三者に確認いただき、問題ないことが確認された。
- また、JESC E3002 のリスト化にあたり、電技解釈の改正案について、現在国のパブリックコメントが5月21日まで行われており、6月に施行予定となっている。施行後、JESC のホームページに JESC E3002 をリスト化規格として掲載する。
- 次回プロセス評価委員会の開催は、民間規格等作成機関から提出される案件の状況によるが、10月頃の開催を目途に日程は別途調整する。

6-2. Web 会議における議決の確認方法について

第1回プロセス評価委員会の議事要録にもあるように、Web 会議における委員賛否に関する意思表示が分かりにくいので、例えば、Webex の挙手機能を使用するか等、具体的な方法について、次回までに事務局で決めておくこと。

以上